

令和2年1月17日

中標津町長 西村 穰 様

中標津町上下水道運営委員会
委員長 豊田 高明

水道料金の改定について（答申）

令和元年12月23日付け中町上下水第122号で諮問のありましたこのことについて、中標津町上下水道運営委員会規則第3条の規定に基づき、当委員会で慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめましたので、附帯意見を添えて答申いたします。

記

1 水道料金改定の実施について

水道事業は利用者負担を原則とする独立採算制により経営し、企業の経済性を発揮するとともに、合理的かつ能率的な運営が行われるべきであり、今後も老朽施設の更新などの設備投資を着実にを行うとともに、予期せぬ災害等へ万全に対応しなければならないことなど、水道事業が置かれている現状を考慮すれば料金の改定は必要であると認めます。

ただし、現行の水道料金は、消費税の影響に伴う改定を除き昭和58年に改定後36年の間改定しておらず、この間、職員の縮減や施設の維持管理における外部委託による合理化などの経営努力により、料金を据え置いてきたことは一定の評価ができますが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定となり使用者へ大きな負担が伴うため、今後は経営状況や社会情勢などを踏まえながら、見直しの必要性について定期的に検証することが望ましいと考えます。

特に、将来の水道料金改定については、簡易水道事業の公営企業法適用化を踏まえ、5年後を目安に適正に検証すべきと考えます。

2 水道料金改定の内容について

料金改定の実施時期については、水道ビジョンに基づく計画的な施設更新と将来に向けた健全な経営を維持するために、令和2年度からの水道料金改定が妥当であると考えます。

今回の改定は、喫緊の財源確保策としてはもちろんのこと、将来における料金改定を見据えて営農用区分の料金を上げ、他の区分との従量料金（超過料金）の単価差を縮小しておくことが適当であると考えます。将来的に簡易水道事業の公営企業法適用化による水道事業との会計統合を視野に入れること、またその際の将来の会計間のバランスや町民負担の公平性を考慮すると、営農用区分の改定はやむを得ないと判断します。

ただし、急激的な料金引き上げによる町民負担を配慮し、複数年にわたる段階的な値上げが望ましいと考えます。

現在の用途別料金体系は、生活用水（家庭用区分）や営農用水（営農用区分）に対して低廉な料金を設定する一方、負担能力の高い用途（営業用区分など）に対して高い料金を設定しており、一般的には生活に配慮した体系となっておりますが、前回の改定から36年が経過する間に、施設整備の状況及び農業形態なども変化し、負担の公平性の観点においてこの料金体系は課題となっております。メーター器など口径で異なる施設整備や維持管理に係る費用負担の客観的妥当性を確保するため、将来、簡易水道事業の公営企業法の適用化後においては、適正な原価に基づく料金算定の口径別料金体系への移行も見据えた検討が必要であると考えます。

また、今回は大口使用者に対して配慮のある改定とはなっていませんが、事業運営に大きな影響が出ぬよう逡増逡減型料金体系などの抑制策を研究され、併せて国などの地下水対策の動向を踏まえながら、地下水専用水道への切り替え抑制策についても研究し、これからの時代に相応しい料金体系とするために総合的に料金体系の見直しを図るようより一層努めていただきたい。

3 附帯意見

(1) 町民への経営情報等の積極的な開示や周知について

水道料金の改定（値上げ）は利用者に負担を求めることとなるため、具体的でわかりやすい資料の作成や、目的や意義などについて丁寧な説明を行うなど、町民へのきめ細かな対応に努めること。

(2) 経営改善努力とサービス向上の取組について

水道料金改定後においても、今まで以上に経営基盤の強化と効率的な事業

運営を行うとともに、将来世代に負担を残さないため、企業債発行の抑制と内部留保資金活用のバランスを図り適切に対応すること。また、滞納整理を強化し未収金の回収に努め、収納率の向上を図ること。

(3) 中標津町水道ビジョンの着実な実行について

将来にわたって水の安定供給を図るため、高度経済成長期に整備した施設の更新や、大規模災害時における迅速な施設復旧に備えた体制づくりなど、水道ビジョンに基づき今後も計画的に整備を進めること。

(4) 人材育成及び技術の継承について

今後、職員の世代交代が進んでいく中、健全な水道事業を持続するための長期的な視点を踏まえた適正な人材確保に努め、知識や技能の継承及び向上に努めること。

(5) 水道料金収入の増加に向けた中標津町としての取組について

水道料金の減収の要因は、人口減少、生活様式の変化や節水型社会への転換などの社会構造の変化によるものですが、水道事業としてのみならず、町全体の取組として利便性が高く住みやすいといった、住みやすさ No.1 を目指した町の魅力を高めることにより、水需要の増加につながるよう施策を推進すること。

以上